

寺元慣行をめぐつて

朴澤直秀

The Custom of *Teramoto*

はじめに

- ①石寺村靈照寺の事例
- ②山坊村金勝寺の事例
- ③調子村瑞泉寺の事例
- ④その他の事例

おわりに

【語文要証】

寺元とは、特定寺院に子弟を入寺させる権利、ひいては特定寺院の住職の任免権及び寺院の支配権、そしてその権利をもつた家（ないしはその当主）のことを指す。本

稿では、山城国和束郷石寺村の靈照寺、大和國広瀬郡山坊村の金勝寺など 在地寺院の寺元の事例を数例検討した。在地寺院の寺元には、特別な身分的条件はなかつたと考えられる。また、寺元慣行を有する在地寺院には、寺元家の菩提寺のみならず、宮寺や、広く宗判權家を持つ寺院も含まれた。そして寺元慣行と特定宗派との関係は見出せない。

近世の寺元慣行は、大和を中心にしてみられるものである。その背景には、一つには、興福寺を中心とした中世以来の寺元慣行の（在地寺院への）影響があるのではないか。また、寺院の本末組織への編成の徹底度や、本寺・触頭等による寺院支配の貫徹度の相違が、他地域との、寺元慣行の有無と相關しているのではないかと考

えられる。